



弁護士 楠田 勇爾

●ご質問・ご相談は協会事務局までおよせください。  
法律に関するいろいろなことをわかりやすくQ&Aでお  
答えしています。会社関係、不動産、婚姻、親子・  
相続、手形・小切手、借地・借家、交通事故、債  
券・債務、労務また、税務、特許や行政関係なども  
広い分野から情報を整理し、お答えしています。

## 手形訴訟(小切手訴訟)について

1. 先回の説明の中で、「手形訴訟についてはご質問とは別に次回に述べたいと思います」と予告しました。そこで、今回はQアンドAの形式ではなく、手形訴訟(小切手訴訟)について紹介させていただきます。

2. 手形の所持人は、手形金とこれに附帯する法定利率(年6%)による利息金を請求する訴訟を「手形訴訟」という簡易な手続で提起することができます。手形訴訟の小切手版が「小切手訴訟」で、手形訴訟とほとんど同じです。

3. 手形訴訟を普通の訴訟と比較すると、普通の訴訟(通常訴訟)で認められていることが手形訴訟では認められず、手形訴訟が簡易迅速に進められることが判ります。すなわち、通常訴訟では、反訴の提起(原告の請求に対して被告から逆に請求の訴訟を提起すること)や証人尋問の請求ができますが、手形訴訟では反訴の提起も証人尋問もありません。手形訴訟では原則として書証しか認められておりません(証拠制限)。そのため、手形判決(小切手判決)が早く出されます。

4. そして、原告(手形所持人が起こすのが手形訴訟です。従って原告は手形所持人にはかなりません)勝訴の手形判決(小切手判決)には必ず無担保の仮執行宣言が付されます。仮執行宣言とは判決が確定しなくとも強制執行することを認めることで、無担保とは、仮に強制執行(仮執行)するについて裁判所が命ずる担保を立てなくともよい、すなわち無条件で強制執行できるということです。普通は勝訴判決に対してこれ以上争うことができなくなるまで、すなわち判決が確定するまでは強制執行ができないのですが、仮執行宣言が付されると、被告がその勝訴判決を争って控訴や上告などして(手形判決に対しては異議の申立)判決が確定していないくとも、判決未確定の段階で強制執行をすることが認められます。そして、裁判所は通常訴訟の勝訴判決については時に仮執行に一定の金額の担保を立てることを条件とすることがあります。しかし、手形判決(小切手判決)には必ず無担保の仮執行宣言が付されますから、勝訴判

決確定前に無条件で強制執行できるという訳です。

5. 手形訴訟を提起するには、訴状に「手形訴訟による審理および裁判を求める」旨(小切手の場合は小切手訴訟によることを求める旨)を記載しなければなりません。支払命令という、訴訟よりは簡単な裁判上の請求方法がありますが、この場合の、裁判所が出す支払命令に対して異議の申立てがあった場合には手形訴訟によることを求める旨を記載しなければ裁判(訴訟手続)に移行した場合に手形訴訟によることができません。この点の注意を怠らなければ大丈夫です。

6. このほか、手形訴訟・小切手訴訟の場合は、訴状に必ず手形・小切手の写し(機械によるコピーまたは写真によることが必要)を添付しなければなりません。これも注意を要しますが、考えてみれば当然のことと、被告がこれこれの手形(約束手形でも為替手形でも)または小切手を振り出し、または裏書したことを証明するものとして必要不可欠です。

7. 管轄裁判所は、被告(手形・小切手の振出人、裏書人)の住所地または支払場所を管轄する裁判所です。振出人・裏書人の一人でも名古屋に居れば、全員について名古屋の裁判所が管轄裁判所となります。請求金額が90万円以下の場合は簡易裁判所、90万円を超える場合は地方裁判所が管轄裁判所となります。このほか、請求金額に応じて一定の収入印紙を貼付します(収入印紙には消印をしない)。

8. 当該手形・小切手について振出人、裏書人が振出や裏書の事実を争いますと、その振出・裏書を立証しなければなりません。そのために、原告本人(法人の場合は代表者本人)の取調(法廷での尋問)だけは手形訴訟(小切手訴訟)手続の中でできますが、証人尋問はできませんので、この場合は手形訴訟の(小切手訴訟)手続を通常訴訟の手続に移行します。原告にとっては、この点だけが不便といえば不便な点ですが、全体としては原告に簡易迅速で有利となっております。以上が手形訴訟の概要です。